

研究

「高度成長」期における農山村の変容

——岐阜県揖斐郡旧宮地村の調査——

木村 一夫

目次

はしがき

- 一 旧宮地村の概要
- 二 旧宮地村の変容
- 1 農地改革と自小作関係
- 2 農民層の分解
- 3 農業協同組合
- 三 農民の要求

はしがき

一九六〇年、「安保改定」にともなう貿易為替の自由化、日米経済協力関係の強化、国民所得倍增計画の策定など「高度成長」政策が、国民の前に姿を現わした。そして、翌六一

年には、農業基本法が制定、公布されている。

それ以来十数年たった一九七四年度『農業白書』の冒頭に出てくる次の一文は、「高度成長」の破綻を農政当局自体が認めたものである。

「世界に類例をみない高い経済成長は、地価の高騰、就業構造の女子化・高齢化、農村社会の変ほう等、我が国の農業と農村の発展にとって困難な多くの問題をもたらした。」

それでは、「高い経済成長」は、日本の農村にどういう「困難な多くの問題」をもたらしたのであろうか。われわれは、現実に即して農村の具体的な変化を追求し、問題を客観的に把握しておく必要がある。

調査対象に選んだ岐阜県揖斐郡旧宮地村は、一九五四年八

月に筆者が一度調査している。それ以降、「高度成長」期を経過した七六年八月現在、この村はどのように変わったのであるか、その変容を追求したのが小論である。

一 旧宮地村の概要

宮地は、岐阜県の西部に位置し、岐阜市の北西西二六キロメートル、大垣市の北北西一〇キロメートルの地点にある。濃尾平野の西北端に位置する宮地は、伊吹山の東にあたる池田山（標高九二四メートル）を村の頂点として東方へ傾斜した東西三・五キロメートル、南北二・五キロメートルの小村落で、東部を揖斐川が流れており、純山村から平坦地農村への移行地帯に位置する農山村である。

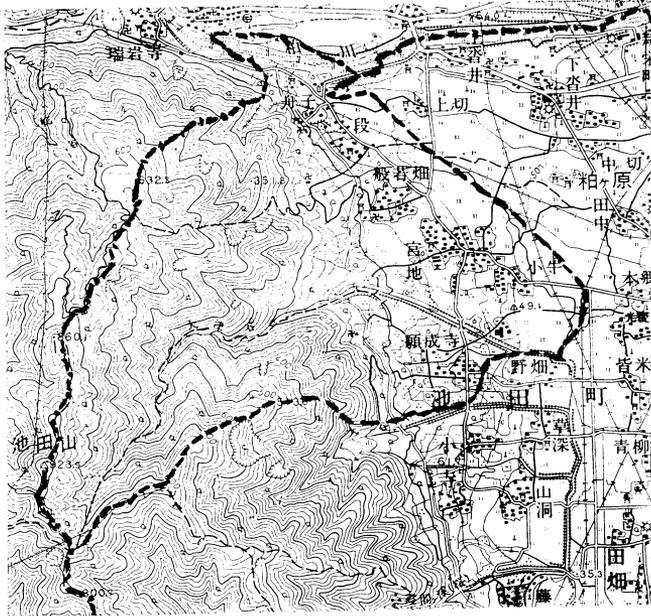
交通は、東部に単線である近畿日本鉄道揖斐線が走り、そのすぐ西を県道四号線が並行している。大垣市へ出るには、揖斐線を利用すれば一時間を要するが、自動車を利用すれば二〇分間で足りる。

丘陵地には、願成寺古墳群の遺跡がある。

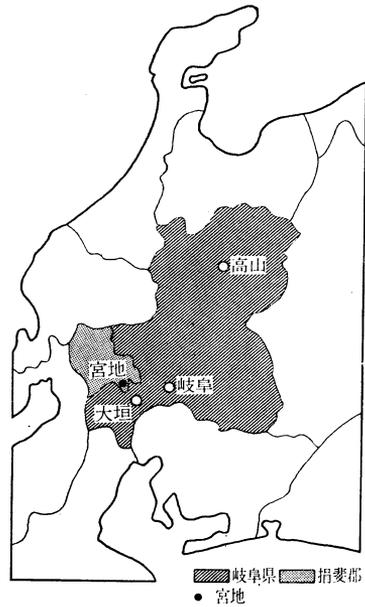
今から丁度二二〇年前の一七六六（明和三年、宮地

「高度成長」期における農山村の変容（木村）

旧宮地村



では盛り樹騒動と呼ばれる百姓一揆が起っている。⁽¹⁾
 第一次大戦後、凶作を契機にして一九二〇（大正九）年より五年間続いた小作争議は、小作側の要求が通り、年貢が軽減



された。

一九五六(昭和三二)年、南部の池田町と合併し、以来揖斐郡宮地村は揖斐郡池田町宮地となっている。

一九七六年四月現在、宮地の全世帯三八一戸のうち農家世帯は二七八戸をしめ、その割合は七三パーセントである。それも四年前、願成寺部落に五〇戸の町営住宅を受け入れての割合である。残りの非農家四八戸には、経営耕地面積一〇アール以下の分家層が含まれ、一般俸給者が二三戸、工員が一四戸、職人が七戸、宗教者が四戸となっている。農家世帯員数の割合は、人口一六八一人中一三二八人で七九パーセント

をしめる。⁽⁴⁾濃尾平野北端部のこの村は、僻村的な性格を保ち、現在もお農家が部落の絶対多数をしめている。

宮地での事業所としては、二企業があるだけである。一つは、伊藤忠系グループ河田飼料研究所で、名古屋の工場より取り寄せた飼料を鶏などに与え、発育、採卵状況などのデータを採っている。従業員として、宮地地区から男七人、女三人が勤めている。

いまひとつの企業は、小川プラスチック工業所といい、男三人、女三人で子供用の絵の具パレットとかビニールかご等を製造している。

このほかに農家以外の事業体としては、宮地農業協同組合がある。この宮地農協は、一九七四年に揖斐郡農協への広域合供を拒否し、岐阜県でもまれな旧村規模で単協を維持している。

宮地村では、耕地の利用面で大きな変化が過去三回あった。戦前は、山の裾野も段状の畑もほとんど桑畑ばかりであった。太平洋戦争末期、食糧難がきびしくなるにつれて桑畑は甘蔗畑に変っていった。戦後、飢餓の時代が過ぎると甘蔗では採算があわなくなり、たまたま、このあたりの砂礫質

の傾斜地が製茶に適していることが判明して、茶園が造成されてきた。

表1によって経営耕地面積の推移をみると、宮地の農業の大まかな変化がわかる。

表1 経営耕地面積（宮地）（単位：ヘクタール）

区分	営地 総面積	田	樹園地					畑
			計	果樹園	茶園	桑園	その他 の園	
1950	210	167	18	—	4	14	—	25
1960	228	178	22	—	15	4	3	28
1965	236	178	43	4	36	1	—	15
1970	236	174	52	1	51	—	—	9
1975	231	164	55	2	53	—	—	3

〔資料〕 各年ともセンサスによる

一九六五年には、桑園がほとんど無くなった。果樹園（主に柿畑）が四ヘクタールから二ヘクタールに減少し、その他の樹園地も無くなった。水田もこの一〇年間に一四ヘクタール減少した。耕地面積が増加したのは茶園だけである。一九五〇年に四ヘクタールであった茶園が二五年間に五三ヘクタールへと増大し、一三倍に達している。麦畑も茶園に変わった。池田山麓地帯には一〇二ヘクタールの

スプリンクラーによる灌漑施設を整備した岐阜県一の集団茶園が出来ているが、その約半分は、宮地村のものである。

(1) 一七六五（明和二）年四月・五月と美濃地方は豪雨に見舞われ、揖斐川の堤防は切れて、一面泥海と化し、同年またまた八月・九月と前後四度も大洪水があった。宮地でも揖斐川・粕川の水が氾濫し、田畑は土砂に埋まり押し流された。

そうした惨状にありながら、領主大垣藩においては藩財政不如意を理由に、年貢を減免するどころか従来四斗三升を一俵として納めさせていたのを、一斗榦に山盛り四杯を一俵につめさせたので実際は一俵について数升の増徴となった。翌一七六六（明和三）年一月、傘連判状に署名血判した池田筋の百姓は、二四日夜を期して小島・長瀬各筋の百姓と呼応しつつ、松明を運ねて三千人、年貢米の軽減を強訴して大垣へ押し寄せた。この一揆によって、盛り榦は廃止されて京榦となり藩当局は救米六百俵を出すことにより落着いた。しかしその後の大垣藩の処置は厳格を極め、宮地村百姓喜平治・要助は打首となった。（池田町史編集室「明和義民の碑」、『池田町の史跡と文化財』、一九七四年所収）

(2) 第一次大戦後、厳しい農村不況に見舞われた当時、平年作の穫れ高反当り六俵のうちから四俵と二升を小作料として納めさせられていた農民は、生活が成りたたなくなつた。

一五〇軒の小作が一軒残らず中部日本農民組合に加盟し、一九二〇（大正九）年より三年連続して一粒の米も納めな

った。この未納小作米を貨幣に代えて積み立て、団体で保管した。田地の立入禁止、差押えがあると、むしろ旗を立て、自転車隊で応援し、岐阜の裁判所へは何時も一〇〇名程が押しかけた。

一九二五(大正一四)年秋、凶作を契機として小作争議はますます激しくなり、結局一石六斗二升の小作料は一反につき一石三斗七升となり小作側の要求が通った(争議当時の青年部指導者安田七郎氏より聞取り)。

(3) 宮地農協職業別組合員戸数のうち準組合員戸数(一九七四

・二・一〇農協調べ)。

(4) 池田町企画管理室『いけだ』、一九七六年。

二 旧宮地村の変容

1 農地改革と自作関係

敗戦後、労働運動の高揚とあいまって、農民運動も各地に盛りあがってきた。宮地でも大正末期に起った小作争議以来、立ち消えになっていた農民組合が再び動き出し、小作一五〇人が組織され、日本農民組合に加盟した。

村外地主の多かったこの村では、しぜん村内地主の力も弱く、農地改革が進むにつれて自作農も農民組合に加わってきた。このような農民組合の力によって農地委員会は、自作農

表2 自作小別農家構成(宮地)(単位:戸,%)

区分	総農家数	自作	自作小	小自作	小作	
実数	1937	256	48	55	78	75
	1950	275	157	105	6	7
	1975	278	192	80	4	2
構成比	1937	100.0	18.8	21.5	30.5	29.3
	1950	100.0	57.1	38.2	2.2	2.5
	1975	100.0	69.1	28.8	1.4	0.7

(注) 1. 1937年の数字は、1954年調査時。旧宮地村役場の資料による。
2. 1950年、1975年の数字は、農業センサスによる。

有林の六八パーセント)、宅地四・三ヘクタール(二七パーセント)をも地主より買収し、村民に売り渡している。しかし、農地改革が完了してしまふと、農民組合は活動目標を見失い、有名無実となつていった。

表2によると、自作農は改革前の四八戸から改革後の一五七戸へ

創設特別措置法の許す限り、農地改革を忠実に実行した。

従来の地主所有田一〇八・七ヘクタールのうち、八五・六ヘクタール(八〇パーセント)が自作地となつて小作に渡され、二三・一ヘクタール(二〇パーセント)が村内地主の手に保有地として残された。この村は、耕地以外に原野一三・九ヘクタール(全体の二四パーセント)と山林四〇・一ヘクタール(私

三倍増となり、純小作農は七五戸から七戸へと一〇分の一に減少した。改革時、構成比で五七パーセントであった自作農は、その後も増加し続け、七五年には六九パーセントとなっている。さらに、小自作・小作の構成比は、この二五年間に四・七パーセントから二・一パーセントに減少している。改革直後は、「小作から地主に対しては、言いたいことも言えない気風」がまだ残っていたが、現在ではそうしたことはない。

小作料は現在、二等地で一〇アール当り四、三〇〇円が相場になっている。最近では、所有権と耕作権の割合が六対四から五対五になり、七六年春の売買例では、一〇アール当り二〇〇万円の土地が地主小作間では一〇〇万円で売買されている。現在でも純小作農が二戸あるが、二人とも村外の工場へ勤めに出ていて、共に三〇アール程度を、「安い小作料なら田を買うより借り得た。」といって耕作している。

(一) 揖斐郡宮地村農地委員会「農地売渡計画書」(一九五二年)。

2 農民層の分解

(1) 農家の階層区分

表3によって経営耕地規模別農家構成の推移をみると、こ

「高度成長」期における農山村の変容(木村)

表3 経営耕地規模別農家構成(宮地)

(単位:戸, %)

区分	総数	例外規定	0.3ha未満	0.3~0.5	0.5~0.7	0.7~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0~2.5	2.5~3.0	3.0~5.0	5.0ha以上
実数	1960	283	—	35	37	39	75	86	10	1	—	—
	1965	282	—	29	35	43	73	87	12	3	—	—
	1970	281	1	32	40	38	70	76	17	7	—	—
	1975	278	—	36	41	34	74	70	17	5	—	—
構成比	1965	100.0	—	10.3	12.4	15.2	25.9	30.9	4.3	1.1	—	—
	1970	100.0	0.4	11.4	14.2	13.5	24.9	27.0	6.0	2.5	—	—
	1975	100.0	—	12.9	14.7	12.2	26.6	25.2	6.1	1.8	0.4	—

〔資料〕 各年ともセンサスによる。

の一五年間に〇・五ヘクタール未満層は、七二戸から七七戸へ五戸増加し、また一・五ヘクタール以上層も一一戸から二三戸へ一二戸増えている。反面、〇・五ヘクタールから一・五ヘクタール層は、二〇〇戸から一七八戸へ二三戸減少している。つまり中規模経営が減少して、両極が増加している。

七五年になって三・五ヘクタールの農家が一一戸だけ飛び出して現れてきた。この農家は請負耕作によって規模

表4 農産物販売金額規模別農家構成(宮地) (単位:戸,%)

区 分	総農家数	販 売 な し	30万 未 満	30~ 100	100~ 200	200~ 300	300~ 700	700~ 1,000	1,000万 円以上
実 数	1960	283	36	241	6	—	—	—	—
	1965	282	24	169	89	—	—	—	—
	1970	281	23	92	141	21	4	—	—
	1975	278	25	71	154	12	5	10	1
構成比	1970	100.0	8.2	32.7	50.2	7.5	1.4	—	—
	1975	100.0	9.0	25.5	55.4	4.3	1.8	3.6	0.4

〔資料〕 各年ともセンサスによる。

拡大してきたものであるが、その経営実態についてはあとで検討する。

農産物販売金額規模別農家構成は表4のとおりである。農協の組合長と参事は、「農産物販売金額で三〇〇万円ないと農業だけでは生活できない。」と、いっている。これを基準として農家の階層構成をみれば、中農の下層には、二〇〇~三〇〇万円の販売規模、五戸(二・八パーセント)が該当する。それ以上の中農上層が一戸(四パーセント)、二〇〇万円以下三〇万円までの貧農Ⅱ半プロ層が一六六戸(六〇パーセント)、三〇万円

表5 農家人口, 農業就業人口(宮地) (単位:人,%)

区 分	農 家 人 口				農 業 就 業 人 口				
	総 数	男	女	一戸 当り 世帯 員数	男女計	男	女	農家1戸 当り農 業就 業人 口	
実 数	1960	1,449	724	725	5.1	—	—	—	
	1965	1,393	692	701	4.9	547	191	356	1.9
	1975	1,328	651	677	4.8	430	143	287	1.5
構成比	1965	100.0	43.7	50.3	—	100.0	34.9	65.1	—
	1975	100.0	49.0	51.0	—	100.0	33.3	66.7	—

〔資料〕 各年ともセンサスによる。

〔注〕 農業就業人口とは年間自家農業のみに従事した世帯員及び自家農業と兼業の双方に従事したが自家農業の従事日数の方が多い世帯員である。

九六〇~七五年にかけて農家人口は漸減し、一戸当りの世帯員数は、五・一人から四・八人となった。農業就業人口の減少はいちじるしく、最近の五年間で五四七人から四三〇人になっている。こうして農家一戸当りの農業就業人口は、この一〇年間で一・九人から一・五人に減少した。男女の比率は、七五年で男子一に対

以下の農村労働者層は、九六戸(三五パーセント)となっている。

(2) 下向局面の実態

表6 専兼業別農家構成(宮地) (単位:戸,%)

区 分	総農家数	専業農家	兼 業 農 家			
			総 数	第1種兼業	第2種兼業	兼業
実 数	1960	283	114	169	113	56
	1965	282	16	266	154	112
	1970	281	31	250	77	173
	1975	278	10	268	32	236
構成比	1960	100	40.3	59.7	39.9	19.8
	1975	100	3.6	96.4	11.5	84.9

(注) 専業農家10戸のうち3戸が老齢, 母子世帯, 「男子生産年齢人口のいない世帯」。1975年センサス。

「高度成長」期における農山村の変容(木村)

なく、二・五パーセントに減少する。⁽²⁾

表7 兼業種類別従事者(宮地) (単位:人,%)

区 分	従事者数(実数)	男						女						主にかせ日雇、臨時の比率		
		実人数	主にかせ日雇、臨時	恒常的勤務	主にかせ	主にかせ日雇、臨時	自兼	営業	実人数	主にかせ日雇、臨時	恒常的勤務	主にかせ	主にかせ日雇、臨時		自兼	営業
実数	1970	516	331	227	2	60	45	185	128	1	31	26	—			
	1975	568	366	252	—	47	76	202	142	—	27	34	—			
構成比	1970	100.0	64.1	44.0	0.4	11.6	8.7	35.9	24.8	0.2	6.0	5.0	18.2			
	1975	100.0	64.4	44.4	—	8.3	13.4	35.6	25.0	—	4.8	6.0	13.1			

(資料) 各年ともセンサスによる。

専業農家の激減ばかりではなく、第一種兼業農家もこの一五年間に一三戸から三二戸へ三分の一となった。逆に第二種兼業農家は、五六戸から二三六戸へ四倍増している。一五年前には、全体の二〇パーセントであった第二種兼業農家が七五年には、構成比で八五パーセントを占めている。そして第二種兼業農家の八九パーセントに当る一七五戸が恒常的職員・賃労働勤務に従事している。一五年前の六〇年には、恒常的勤務の農家は、三三戸であったから五倍に激増したことになる。つまり農業を主として

し女子は二となっており、また女子の就業人口のうち六〇歳以上が三五パーセントをしめていて農業就業人口の老婦化が著しい。

表6によれば、一九六〇年以降の総農家数の減少はそれほど大きくないが、専兼別構成の変化はきわめていちじるしい。専業農家は、この一五年間で一一四戸から一〇戸に激減した。七五年センサスは、この専業農家一〇戸のうち三戸が、「男子生産年齢人口のいない世帯」、すなわち老齢世帯か母子世帯であることを示している。この三戸を除くと、まともな専業農家の割合は、三・六パーセントでなく、二・五パーセントに減少する。⁽²⁾

八五(五三三)

生活している農家は珍しくなり、農業は副業化したというこ
とである。

表7によれば、七五年センサスでは恒常的勤務者は、男女合
わせて三九四人と、農家二戸につき三人の割合となっている。

センサスに、「農業にも従事するが、主として他産業兼業
にでるもの」という項目がある。一九六〇年、一一人である
った兼業を主とする男子は、一五年後の現在三二八人と三倍
増化した。農業に従事しつつ他産業に働きに出る女子は、こ
の一五年間に一五人から一七四人へと一一倍増を示してい
る。このうち過半数の一〇〇人ちか農家の婦人が「日東あ
られ」工場へ勤めている。このあられ会社は、合併された池
田町をはじめ揖斐郡内で六工場を経営している。婦人の一ヶ
月の手取りは、平均六万円である。

(3) 上向局面の実態

表8によると、無償の手伝いは、この一〇年間で延人数が
一八五人から八二人へと大巾に減少している。つぎに農業の
臨時雇をみてみると雇入れた農家数は、この一〇年間で四七
戸から二六戸へと減少しているにもかかわらず、一戸当り
の延人数では、九・三人から二七・五人へと三倍増している。

表8 農業雇用労働及び請負作業（宮地）（単位：戸、人）

区 分	農業臨時雇		手間替え、ゆい		手 伝 い		水稲作 請負 のせ	
	雇入れた 農家数	延べ人数	受け入れた 農家数	延べ人数	受け入れた 農家数	延べ人数		
実 数	1965	47	436	14	97	36	185	—
	1970	51	818	4	42	16	153	64
	1975	26	716	12	84	12	82	51
総に 農家 数 対 割 合 一 延	65	16.4	9.3	5.0	6.9	12.8	5.1	—
	70	18.2	16.0	1.4	10.5	5.7	9.6	23.6
	75	9.4	27.5	4.3	7.0	4.3	6.8	21.1

〔資料〕 各年ともセンサスによる。

一戸当りの臨時雇が増えた理由は、茶摘み作業の増大による。
茶摘みは、八八夜過ぎの一週間から一〇日間、生葉を手摘み
しなければならぬ。一日かかって三キログラムから五キロ
グラムの手摘み人夫賃
は、中老年の婦人で二
〇〇〇円から二五〇〇
円が相場である。

〔茶の専業農家U
氏の経営実態〕
宮地で最大の茶畑一
五ヘクタールを経営
する専業農家U氏は、
六月の一番茶だけで生
葉を七〇〇キログラ
ム採取する。七六年度
は、茶摘みに二三人の
七日間一六一人日と、
茶刈りに二人の二〇日
間四〇人日、計二〇一

表9 茶の専業農家U氏の収支一覽

1976年3月

「高度成長」期における農山村の変容(木村)

収入の部		支出の部		減価消却費内訳	
米の販売分 93a 4,500kg	937,864	租 税 公 課	192,838	1. 建 物	130,680
米 自家消費分	206,670	肥 料 農 薬	2,931,085	(工 場)	(70,340)
茶 150a	5,187,461	諸 材 料	129,350	(物 置)	(60,340)
梅 20本	32,648	修 繕 費	285,565		
		動 力 光 熱 費	104,730	2. 車 輛 農 機 具	487,927
計	6,364,643	農 業 共 済 掛 金	102,688	(トラクター)	(93,600)
棚 卸 期 首 末	162,000	減 価 償 却 費	1,136,881	(コンバイン)	(140,450)
棚 卸 期 末	241,400	利 子 割 引 料	153,722	(軽 四)	(161,000)
		雇 用 費	337,500	(軽 四)	(92,877)
		土 地 改 良 費	80,963		
		通 信 費	12,540	3. 工 場 機 械 備 品	518,274
		交 際 接 待 費	163,465		
		自 動 車 費	160,005		
		燃 料 費	409,690		
		雑 費	31,550		
計	6,285,243	計	5,732,572	計	1,136,881

(収入) (支出) (残)
 6,285,243 - 5,732,572 = 552,671
 552,671 - 720,000(専従者給与) = △167,329

人日を雇入れた。茶工場は、家族だけで管理している。U氏の家族構成は、両親、夫婦、子供三人の七人である。農業専従は、父と本人で二人、母と妻で一・五人分、計三・五人である。

一九六三年、蚕糸の値下りを契機に桑畑一〇アールのうちから三〇アールを茶畑に改植した。六八年、農地解放時四〇〇円で売り渡した原野一〇アールを五万八〇〇〇円で買いもどし、さらに四〇アールを二回にかけて約九八万円で購入し、茶畑を一ヘクタールに拡大した。七〇年には現状の一・五ヘクタールまで増植した。水田は、以前から九〇アール経営している。

表9によれば、建物(工場・物置)、車輛農機具、工場機械備品の減価償却費は、七五年度、一一三万六八八一円であった。支出の部の土地改良費には、茶畑のスプリングラ1灌漑に要する年間五万四〇〇〇円の負担金を含んでいる。利子割引料の中には、農協から借りている年間営農資金、二〇〇万円の利子が含まれている。

表9の茶園経営農家収支一覽表の、販売金額から諸経費を差しひいた残額五五万二六七一円では、一人分の専従者

給与七二万円も支払えず、差額の一六万七三二九円を赤字として申告している。しかし実際は肥料農薬代と燃料費が過大に計上されており、農業所得は一四〇万円程だった。それでも男子の専従者給与二人分には満たない。

U氏は、すでに茶畑の八割までを上級品種に改植した。なぜなら主産地奨励によって九州の宮崎県や鹿児島県では、五〇〇一〇〇ヘクタールの茶畑が新しく形成され、その地域ははじめから上級品種を栽培しているからである。二、三年後には改植の効果があらわれ、売上は一〇〇〇万円に達する可能性がある。しかしその頃には、茶工場の代替期にきている機械がより値上りし、新設費が一〇〇〇万円かゝることが予想される。同じ部落で農地転用のできない耕地を一〇アール当り三〇〇〇万円で七〇アール不動産屋が売りに出しているが、高すぎて買えない。現在動く地価は、一〇アール当り二五〇万円である。

(4) 請負耕作農家の実態

七六年八月現在、専業農家T氏の家族は、農業専従者として夫婦二人、子供が高三の男子、小四の女子という四人の構成である。

一九六四(昭和三九)年、T氏は「賃耕の希望者を募る」という新聞の折込広告を揖斐郡西部と羽島市全域に各一五〇〇枚、計三〇〇〇枚を配布した。この年、羽島で一ヘクタール、揖斐で三ヘクタール合計四ヘクタールの部分請負から受託経営が始まった。七〇年に米の生産調整が行なわれるようになって、羽島市江吉良農協から一〇ヘクタールまとめて休耕田の管理依頼をうけた。夏期に二回耕起して一〇ヘクタールで五〇万円の収入があった。これを三年間続け、七三年には七ヘクタールが農協を仲介とした全面請負耕作に移行した。七六年現在では七〇アール減少して江吉良地区の機械業二〇軒から一軒平均三〇アールの水田六・三ヘクタールを全面請負耕作している。さらに揖斐郡西部で全面請負が一・三ヘクタールと自作の〇・九ヘクタールを加えた合計八・五ヘクタールを経営している。その他に部分請負耕作として揖斐郡で一〇ヘクタール、羽島市で一〇ヘクタール、安八郡墨俣町で五ヘクタール、合計二五ヘクタールを賃耕している。

請負契約については、羽島市農協江吉良支店が仲介し、代行している。江吉良支店と個々の農家との間には、一年間ごとの契約書がかわされているが、農協と請負耕作者T氏との

表10 請負耕作農家T氏の収支一覧

1976年3月

「高度成長」期における農山村の変容(木村)

収入の部		支出の部		減価償却費内訳	
米の販売分 8.5ha 28トン	7,250,000	肥料 農薬	1,000,000	1. 建物(倉庫)	250,000
賃耕代金 (春 25ha) (秋 10ha)	4,340,000 (3,100,000) (1,240,000)	諸材料(苗代)	700,000	2. 車輛農機具	1,300,000
		修繕費	100,000	(トラクター)	(430,000)
		動力光熱費	60,000	(コンバイン)	(330,000)
		農業共済掛金	80,000	(田植機)	(50,000)
		減価償却費	1,550,000	(乾燥機)	(140,000)
		雇 用 費	577,500	(トラック)	(200,000)
		(オペレータ 5人)	(50,000)	(軽トラック)	(100,000)
		(雑用 35人)	(227,500)	(その他)	(50,000)
		(田植一括)	(300,000)		
		小 作 料	1,910,000		
		(羽島 6.3ha)	(1,600,000)		
		(揖斐 1.3ha)	(310,000)		
		交 際 費	50,000		
		燃料費、軽油等	300,000		
		利 子	360,000		
		雑 費	100,000		
計	11,590,000	計	6,787,500	計	1,550,000

(収入) (支出)
11,590,000-6,787,500=4,802,500 (専従者給与2人分)

間には、書類はかわされていない。江吉良支店独自の事業ということになっている。他の地域では、T氏と個々の農民との間で相対的の契約をかわしている。

西濃の北部にあたる揖斐地区は、南部の羽島地区と比較し、農繁期が春は半月、秋は一月早い。揖斐の農作業を早く片付けてから南方の墨俣、羽島へ向う。二六馬力のトラクター、一〇馬力のコンバインをトラクタで請負耕作地へ運搬する。

二六馬力のトラクターは、七五年に一七〇万円で購入したが、一日当り一・七ヘクタール耕起する。耐用年数四年として年償却費四三万円である。その他表10のごとくコンバイン・乾燥機・田植機・トラック・倉庫などの償却費を含めて、七五年度の減価償却費は一五五万円となった。

七五年は、苗を移植するのがおくれ、黄ばんだため、一〇アール当り五・五俵しか穫れなかった。八・五ヘクタールの収穫量四六八俵の売上高は、七二五万円であった。

全面請負耕作の小作料は、羽島では農協江吉良支店

へ一括して支払う。耕作条件の良・不良によって小作料を一〇アール当り、上は二俵分(三万一〇〇〇円)、中は一・五俵分(二万三三〇〇円)、下は一俵分(一万五五〇〇円)の三段階に分けている。七五年は農協手数料九万円(六パーセント)を加えて全額一六〇万円を小作料として支払った。

揖斐郡では小作料は物納であり、一〇アール当り一・五俵と一定している。七五年度は一・三ヘクタール分として二〇俵を小作料に充当した。部分請負の賃耕代金としては、春の耕起・代かき、秋の刈取・脱穀とも七〇年頃は一〇アール当り七〇〇〇円だったのが、オイルショックで一万円となり、七五年は一萬三〇〇〇円であった。

七五年度春の賃耕代金は、二五ヘクタール分で三一〇万円、秋の賃耕代金は一〇ヘクタールで一二四万円、計四三四万円の収入があった。部分請負も羽島農協江吉良支店が仲介に入り、賃耕代金から手数料六パーセントを差しひいている。

五・六月の農繁期は、朝六時から夜九時迄実働一六時間の日が続く。また農機具の修理は、部品を取り寄せて自家で整備する。近くの農機具屋よりも技術的に優れていると、いわれている。

表10のごとく、七五年度の支出合計は六七八万円であった。収入合計一一五九万円との差額四八〇万円が専従者給与にあたる。

七五年二月、上記の受託経営農家T氏は、県の農業公社を通じ一〇アールの耕地を三〇〇万円で購入する契約をかわした。しかし地価が坪当り一万円では耕地として高価すぎ、経営拡大の見通しは、すくない。

(1) 「男子生産年齢人口のいない」専業農家三戸の実態は次のとおりである。

① 七五年センサス直後、八六歳の独居老人は火事で焼死し、つづいてすでに病気で入院していた妻も死亡し、残された二アールの田は本家が面倒をみている。

② 主人が死亡して三年、六六歳の寡婦は、娘と八三アールを耕作している。七六年七月から寡婦は入院した。四五歳になる長男は、養老で旅館の番頭をしている。

③ 老人夫婦だけで二〇アールを耕作し、あとつぎは、庭師となって別居している。

(2) 岐阜県平均では、専業農家全体の三八パーセントが、「男子生産年齢人口のいない世帯」にあたる。岐阜県企画部統計課、『統苑』(一九七六年三月号)

(3) 創業一九四八年、現在資本金五億一〇〇〇万円。従業員数一八六〇名、年商七六年三月決算で二七五億円。日本製菓企

業一二位にランクされている。米菓のうち「あられ」の製造販売では日本一位。女子従業員の平均年齢四〇歳、月収七万円（日東あられ）「こあんない」一九七六年四月。

3 農業協同組合

(1) 農協の諸活動

農協正組合員の資格は、耕作する田畑一〇アールとなっており、センサスという農家より経営耕地面積で五アール多い。その上、農業従事日数九〇日以上と規制がついている。

一九七五年度組合員三五二人の内訳は、正組合員が二八〇人（八〇パーセント）、一般俸給者を含む準組合員が六五人（二八パーセント）、製茶組合など団体七組合（二パーセント）となっている。

表11によると、一九五四年当時、一組合員当りの貯金額は約九万円弱であったのが、七五年には二七三万円となっている。この一戸当りの貯金額は、全岐阜県下八九農協中、二七位であり、平均より上位にある。

七五年度農協の貸付金および借入金の中には、両者とも八九九万円の政府資金が含まれている。すなわち政府からの農林漁業資金をそのまま五つの製茶組合、和牛組合、こうし

「高度成長」期における農山村の変容（木村）

表11 宮地農協の組合員数と信用事業（単位：人、千円）

	組合員数	貯金	貸付金	借入金	預金	1組合員 当り貯金
1954	321	28,200	15,140	—	18,760	88
1960	340	89,184	21,503	400	71,932	262
1965	334	201,476	54,748	1,168	165,854	603
1970	345	505,671	117,767	14,008	437,891	1,466
1975	352	960,628	323,330	115,592	765,733	2,730

〔注〕 1. 各年とも、宮地農協決算報告書による。
2. 1972年から、団体7組合が加入した。

機械化営農クラブ計七団体などに貸付けている。金利は、四パーセントである。

農家への近代化資金の貸付は、年々減少している。小型の農用機械では貸付対象とならない。団体むけの大型機械しか貸さなくなった。ついで貸付用途は、農家の営農、建築資金や結婚関連費用が多い。

表12によって農協販売事業の推移をみてみよう。まず一九五四年で「まゆ」が姿を消している。かわって牛乳、鶏卵等、畜産関係が登場してくる。これも六〇年代で退場する。飼料代があがっても、卵価はあがらない。大企業が進出してきて資力のすくない農民では、ついていけなくなつた。ついで麦は、七〇年代をさかんに消滅し、誰もが裏作

表12 宮地農協の販売事業 (単位:千円)

	米	茶	豚	牛	梅	玉ねぎ	麦	卵	牛乳	まゆ
1954	12,000	—	—	5,000	—	—	4,000	2,500	—	1,300
1962	22,198	—	712	5,616	—	—	5,414	12,517	2,878	—
1965	23,918	844	3,948	1,699	—	4,185	6,964	1,890	—	—
1970	57,227	26,991	10,786	2,676	2,232	1,303	389	—	—	—
1975	123,559	105,064	9,510	8,505	4,591	667	—	—	—	—

〔資料〕 各年とも、宮地農協決算報告書による。

表13 宮地、茶業の推移 (単位:戸, アール)

区 分	収 穫 戸 数	販 売 戸 数	収 穫 面 積	収 穫 面 積 広 狭 別 戸 数					
				10アール 未 満	10~30	30~50	50~100	100~150 アール	
実 数	1960	109	93	1,580	68	32	3	6	—
	1965	195	172	3,500	—	—	—	—	—
	1970	213	198	5,100	—	—	—	—	—
	1975	208	202	5,246	45	95	41	21	6
構 成 比	1960	100.0	86.1	—	62.4	29.4	2.8	5.5	—
	1975	100.0	97.1	—	21.6	45.7	19.7	10.1	2.9

〔資料〕 各年ともセンサスによる。

をやめてしまっている。代って県が主産地奨励の行政指導を行った茶が登場してくるのである。

表13によると、六〇年より七五年までに茶の収穫農家は、一〇九戸から二〇八戸へと二倍に増加し、収穫面積は、一五・八ヘクタールから五二・五ヘクタールへと三・三倍増している。

宮地の茶業は、零細経営が多い。三〇アール以下の農家が全体の六七・三パーセントをしめている。この「こずくり茶園」は、製茶工場を持たない。販売農家二〇二戸のうち、個人で製茶工場を持っているのは一〇分の一の二二戸にすぎない。ほかに三八戸が共同の四工場(2)に加わっている。

農協は荒茶は扱うが、生葉は扱わない。加工工場を持たない三分の二の農家が、全体の生産量としては三分の一にあたる生葉を地区内の仲買人とか、隣りの池田農協傘下の製茶工場へ売却する。生葉の量にして一八〇トンほどである。売られた生葉の五分の一ほどが、地区内で荒茶にされる。

荒茶の販売は、県の農協経済連が北隣の揖斐川町で主催する「いび茶」の共販所(入札販売の市)を利用する。

五戸の個人工場の茶が肥料商などの世話で、上級茶として京都の宇治へ出てゆく。工場としては、中規模経営である。

以前は、「いび茶」の三〇パーセントが県内販路へ、残りの七〇パーセントが宇治・静岡へ流れた。現在では、割合が逆転して、県の共販所へ七〇パーセント、県外へ流れるのが三〇パーセントである。

一九七四年頃から年中採取できる台湾茶の輸入が目立ってきた。⁽³⁾香りのすくない台湾茶と香りのよい日本茶を混合して量を増やすようになり、安価な台湾茶に押されて日本茶の単価も低迷をはじめた。それに加えて九州地方で茶畑の大造成が進められつつあり、「いまのままでいいのか」と製茶農家は、曲り角にきているのを痛感している。

零細茶園は、速効肥料、硫酸や単肥にたよるため良質茶が穫れにくい。すなわち、茶園の経営には、有機質肥料など水稲耕作の三〜四倍、施肥に費用をみなければならぬ。

表14によれば、農協の購買事業の中で、肥料のしめる割合は大きい。購買総額一億二五〇八万円のうち肥料代三二〇五万円は、約四分の一強をしめる。農機具代二一五万円を加えると両者で購買総額の四三パーセントである。七五年度購

「高度成長」期における農山村の変容（木村）

表14 宮地農協の購買事業

(単位：千円)

区分	肥料	飼料	農機具	農薬	生産材	食料品	生活材	その他	合計
1962	7,316	5,527	4,685	1,299				5,914	25,247
1965	7,134	8,939	1,893	2,213			6,465	2,475	29,120
1970	12,168	17,205	7,967	7,325	1,801	3,545	7,690	3,066	60,767
1975	32,056	16,696	21,157	18,385	12,560	5,090	8,671	10,469	125,084

- (注) 1. 各年とも、宮地農協決算報告書による。
2. 生産資材には、燃料・油等、生活資材には日用品、金物、家庭薬等を含む。

表15 農用機械台数一人有十共有（宮地）（単位：戸，台，%）

区分	計	動力耕うん機				30馬力以上	噴霧機	動力散粉機	動力田植機	自脱型コンバイン	米表用乾燥機	農用トラック
		10馬力未満	10~20	20~30	30馬力以上							
実数	1965	177	177	—	—	—	86	3	—	—	—	36
	1970	259	249	9	1	—	174	155	6	7	122	55
	1975	245	194	41	8	2	191	152	62	40	199	90
100戸当り	1970	92.2	88.6	3.2	0.4	—	61.9	55.2	2.1	2.5	43.4	19.6
	1975	88.1	69.8	14.7	2.9	0.7	68.7	54.7	22.3	14.4	71.6	32.4

(資料) 各年ともセンサスによる。

買金額の順位で、農機具がはじめて飼料の額を上廻った。それでも農機具の購買額は、メーカー代理店の販売攻勢に押され、農協扱いとしては約三割である。

表15によると、最近五年間に一〇馬力未満の耕うん機が五万台減少しているかわりに、一〇〜二〇馬力の耕うん機が三万台増、二〇馬力以上が九台新しく加わっている。この五年間に一〇馬力以上の一〇〇戸当り普及台数は、三・六台から一八・三台へ五倍増となった。同様に宮地では、動力田植機がこの五年間に六台から六二台へ一〇倍増し、自脱型コンバインが七台から四〇台へ五・五倍増している。耕うん機が普及するのには一〇年間かかったが、動力田植機は三年間で普及した。田植は、きめられた定期日の日曜日に集中する。お互いに機械を借りる訳にはいかない。こうして三〇アール耕作農民も含めて宮地は、農業の機械化を進めた。

オイルショック以降も費用資材の農機具、肥料、農薬、重油などは、二倍、三倍に値上りしている。茶工場の精採機も六七年頃三〇万円であったのが七六年には一一〇万円に高騰している。一方、荒茶の単価は、オイルショックの頃を最高としてそのまま、一キログラム当り、上で一五〇〇円、中で

七〇〇円、下で三〇〇円と相変らず値上りしていない。

販売・購買について農協の活動の中に共済事業がある。生命共済、建物共済、こども共済を含んでいる。宮地農協「昭和五〇年度決算報告書」によれば、共済金額合計一億一六九二万円を超過し、一組合員当り掛金は三三万円、補償金額一〇〇〇万円以上となり、全岐阜県下八九農協中、第一位を占めた。

共済額は県下一位、ここに宮地農協ひいてはこの村落の特徴が秘められている。それは第一回調査当時の野原村長が一九五四年、口ぐせのように強調した「この村のまとまりのよさ」が現在も保たれているのであろうか。七四年に起った農協の合併問題は、この村の「まとまりのよさ」を別の面で現わしている。

(2) 農協の合併問題

一九七四(昭和四九)年八月二六日、宮地小学校屋内体育館で宮地農協は、揖斐川町農協をはじめ郡内一〇組合とともに合併総会を成立させる筈であった。

「わが国経済の急速な発展に伴ない農業条件は著しい変化をきたしており……このときにあたり……各種事業の適正か

つ能率的な運営を行なうことができるよう……揖斐郡内の一〇農協が大同合併し……組合員の福利増進に寄与することを目的とする。」

上記が合併の基本方針要旨であった。この方針も降って湧いたものでなく、すでに二年前の七二年秋から農林省、農務部、農協中央会をとおして大型広域合併化は、国の方針であり、県の要請でもあった。

行政指導は、揖斐の県事務所農務課調整官を通じて強められていた。すでに同一行政区域である池田町地区内には、旧温知村と旧八幡村の二つの農協が四月に合併し、池田農協を成立させていた。八月になって毎日のように県から調整官、農協中央会から役員が説得にやってきた。九月十六日夜、宮地会館に六〇〇人程が集まり深更まで、「天下り合併反対」の抗議集会を開いた。翌一七日、抗議集会の決議を代表二三人が五台の車をつらねて、岐阜市の県農協中央会に申入れた。決議文の全文をかかげると次のとおりである。

決議

宮地農協組合長及び役員は、揖斐郡広域合併協議会に参加し、他の九農協と共に合併予備契約書に調印したが、この間合併の条件、

「高度成長」期における農山村の変容（木村）

事業計画の内容等について、組合員に対しては、何一つ知らせることなく、又意見をきくこともせず、全く一方的に事を進めた。予備契約の時期に至って、これを組合員に公開したが、多くの不満と異議があり、意見の調整が出来るまで総会の延期を要請した。

然るに多数組合員の要求を無視して去る八月二十六日総会を強行したが、組合長及び理事は、自ら招集した総会の直前に辞職届を提出して出席せず、出席者の開会せよとの要求も無視して開会せず、ついに流会に終らせた。

このことは組合長及び理事はその職責を放棄したものであり、出席者一同は抗議の申し入れを行った。

これに対し組合長は、合併問題は白紙にもとじて協議するとの条件で出席者代表との間に諒解が成立した。

しかるに、担当行政庁及び農協中央会等は、組合員の存在を無視して、ただ自分達が作成した計画を強行することのみを追求し、可能な手段をもちいて指導という名のもとに、不当な介入を行っているが、これは単協組合員の気持や意志を踏みにじる行為である。

合併するか、しないか、或いは如何なる相手と合併するかを決定するのは組合員に与えられた権利であるから、その決定は組合員の意志にまかせるべきであり、すみやかに不当な介入を中止せよ。右、決議する。

昭和四九年九月十六日

天下り合併に反対する 抗議集会

岐阜県農業協同組合中央会会長 高橋一郎殿

九五(五三三)

こうして九月末の農協臨時総会では、参加者および委任状の圧倒的多数によって合併反対が議決された。合併問題の結末は、開催地予定の宮地農協だけ合併に参加せず単協として残った。従来の農協組合長は、任期が終っても理事に推薦されず、自然退職となった。他の九組合は、方針どおり一〇月一日に合併し支所となった。揖斐郡内の旧村規模で単協として維持しているのは、この宮地とダムに水没予定の徳山村だけである。岐阜県内でも宮地のように小規模な単協は、珍しい時代となった。合併しなかった宮地農協は、相変らず組合員に密着した存在である。農協は、何も用事がなくても話にゆける所であり、印鑑を忘れてきても預金を出してくれる。職員は畦道に立って出来のよい苗を指さしながら肥料の銘柄を教えてくれる。

要するに宮地では、組合員の要望を聞き入れてくれる農協を守った訳である。

(1) 農協加入七組合の内訳は次のとおりである。

- ① 宮地和牛組合
- ② 願成寺茶生産組合
- ③ 丸宮製茶組合
- ④ 丸願共同製茶組合
- ⑤ 北部茶生産組合
- ⑥ 宮地共同製茶工場
- ⑦ こうし機械化営農クラブ。

(2) 共同の四茶工場の内訳は次のとおりである。

- ① 丸宮製茶組合(一〇戸)
 - ② 丸願共同製茶組合(五戸)
 - ③ 北部茶生産組合(一八戸)
 - ④ 宮地共同製茶工場(五戸)
- 計三八戸。

上記②の丸願共同製茶組合は、第一種兼業農家五戸で共同工場を部分協業している。茶畑は二戸平均一ヘクタールの経営規模である。農協から近代化資金として建物工場・機械設備費に二七八万円を年利四パーセントで借りている。

(3) 七五年度台湾からの茶の輸入は、七六四二トン、二五億五二二八万円であった。(七六年八月一三日、岐阜県農務部農林課説明資料)

三 農民の要求

濃尾平野の西北端にある旧宮地村は、今も僻村のたたずまいを残し、農家が村落の大半をしめている。ところが専業農家は、この一五年間に四〇パーセントから二・五パーセントに減少し、わずか七戸となった。

農業所得のみで生活できる中農は、全体の五・八パーセント、一六戸にすぎない。農業に主として従事する女子は、男子の二倍をしめ、その三五パーセントが六〇歳以上の老婦である。

第二種兼業農家は、この一五年間に全体の二〇パーセント

から八五パーセントに増加し、二三六戸となった。宮地では、平日の昼間は留守の家が多くなった。家族そろって自分も働 きに出れば、主婦の労働量は増えてくる。夏期なら近辺の「あられ工場」で昼間仕事を終え、帰ってから陽が沈むまで畦草刈りや消毒などに精を出す。農業の機械化を進め、日曜 が一番忙がしくなった兼業農民は、職場における週休二日制 を男女ともども待ち望んでいる。

宮地の農業は、養蚕から甘蔗、鶏卵、そして製茶へと大きな転換をとげてきた。ところが外国農産物の輸入については、現状のような無原則な拡大に農民は不安を感じている。すな わち年中採取できる台湾茶の輸入増大は、日本茶の単価を圧 迫しはじめている。

農用資材の一方的な値上りに比し、茶単価の低迷状況は、農民を腹立たしくさせている。

「今の農政は、専業農家を育てるところか、つぶす政策としか言えない。政府の考えている企業農家は、きつとわれわれより大きいところを対象としている。先祖からの土地をコツコツと開墾で増やしている堅実なわれわれを、農政は相手にしていない。」と、専業農家の青年達は主張する。

「高度成長」期における農山村の変容(木村)

「経営規模の拡大は、はかりたいが農地は高くなったし、適当な売手がない。これ以上の機械化も元手が続かない。労力は現在の家族で限度一杯働いている。それでも農業所得が少ないから、子供が後を継いでくれるかどうか……」これが茶園経営専業農家の心配である。

農地はこの一〇年間で一〇倍に値上りした。他方で荒廃している畑があるが、資産維持のためか売りにでない。請負耕作農家は、採算のあわない三〇アール以下の兼業農家で委託を希望する人々を農協がまとめ、受託させる方式をのぞんでいる。

農業の受託経営は土地の資産保護のため、中間に農協が入り農協単位で請負希望者に入札させるような形式なら、将来見通しがある。大垣南農協や南濃町のように組合員が農協に水田を賃貸し、農協所有の機械で農協のオペレーターが全面耕作するパイロット方式は、農協の大型合併が先決条件となる。この方式は見通しとして可能性もあるが、「独立自営の農家を否定するから反対だ。」と専業農家の青年達は主張する。

今後再燃するであろう農協の合併問題については、「いず

れまた、上から言ってくるにちがいない。まず池田農協との合併の線が出て、さらに先は揖斐郡農協一本の広域合併に向けてゆくださる。」と誰しも考えている。

農協合併の見通しが強いとしても、この宮地では組合員の納得なしには、進まないことをすでに立証済みである。

天下りの農協合併を拒否した宮地は、この池田町合併旧六ヶ村のうちでも土地改良事業に注文をつけて実施が一番最後に残った。位置が上流の山手にある事情もおくれた理由には入る。だが他地域と比べ三〜四年おくれ過ぎている。農用機械の普及が進んでいる宮地では、兼業農民も圃場整備には賛成であった。ただし、農振法で農用地区に区分されれば、地価が下落することを問題としたのである。

この地域の農民は、申請すれば農用地区外、すなわち除外地として認められるよう県や町役場と折衝した。不施工地は宅地転用に変え得る。県や役場は、「新家などの申請は止むを得ない。」こととして受付けることになった。土地改良も農民の選択にまかせられる面が強くなり、農民は納得しつつある。

こうして一九七八年から土地基盤整備事業にとりかかれる

展望が生まれてきた。専業農家の永年の要求は、かなえられそうである。耕作の効率化だけでなく、水管理面でもひとつの水利系統になれば、現在のように小さな水田ごとに毎日入れてとめる水利労働は緩和される。

旧宮地村を代表する町議会議員は、「土地改良によってたとえ一反当り一八坪ほど減歩しても、孫、子のために道巾が広くなり、真直になるのがよい。」と歓迎する。

「用水路ばかりでなく、排水路も設備しなければならぬ。生活改善で便所は、いずれ水洗式になるだろう。『こえおけ』の無くなる時代がやってくる。」

農村の生活環境の整備・改善を、世代交替の時期にきている年輩の農民は希求している。

農業専業に生きる青年達は、討論の結果、「将来、農協が企業化して委託農家が増えたとき、パイロットのオペレーターとして勤めてもよい。しかし、われわれとしては家族労働だけで安定した生活ができるような農業政策がのぞましい。」という合意に達した。

農業生産の担い手であり後継者の青年達は、日本の農政に不安と不満を感じつつも、独立自営の安定農家を目指して励

ましあっている。「明和義民の碑」を有する宮地の歴史的な「まとまりのよさ」は、農民にとって今後とも必要な結束を保障するであろう。

〔追記〕

このたびの調査で特に御協力下さった、小川元揖斐電報電話局長、桑原宮地農協組合長、安田農協参事及び職員、河野町会議員、野原農業委員、高橋賀信、内田豊、内田義彦、河村希、内田勝利、安田七郎、池田町史編集者中川連の諸氏に深く感謝します。